

令和7年度法改正に伴う確認申請等の留意事項について

一般財団法人 長野県建築住宅センター

日頃、当センターをご利用いただき誠にありがとうございます。

確認申請書等の作成にあたり、[2階建て住宅程度の留意事項](#)をまとめましたので、参考としてください。

- ・当センター独自の取り扱いもありますので、ご承知おきください。
- ・特定行政庁によって、別途追加の指導がある場合もありますので、ご承知おきください。

参考図書凡例：

確P：2階建ての木造一戸建て住宅（軸組工法）等の確認申請・審査マニュアル（第3版）

省P：省エネ基準適合義務制度の解説（第2版）

No	大項目	中項目	概要	留意事項等
1	申請書全般			（別添）確認申請添付書類整理表を作成しましたので、活用願います。
2	基準法	一般	盛土規制法	・盛土規制法の規制区域については、申請書第三面5欄に記載願います。
3		建築材料	法37条	・JIS・JASの表記など基本材料は、確P28仕様表を参考に明示願います。
4		屋根	法22条	・防火構造等は、認定番号と仕様表の記載があれば図面の表記は省略できますが、UB等内装材の施工には留意願います。
5		外壁	法23条	
6		建築設備	令129条の2の3 同条2の4	・設備の構造、配管設備については、「告示第1388号適合」等と仕様書に記載、なお、3階以上の建築物には、必要事項を表記願います。
7		内装制限	法35条の2	・難燃材料以上を使用する場合は、仕上表又は仕様表に明示願います。 ・告示第225号適用の場合は、可燃物燃焼範囲等の検討書を添付願います。
8		設備図等		・確認申請の審査項目に関わる設備図は添付願います。特に、給排水経路は配置図等に明示願います。
9		エコまち法	申請書2面8欄 記入方法	「低炭素建築物新築等計画認定書を添付」と記入願います。
10		構造図との 整合		・地盤調査の判断基準は、令第93条や告示等明示し、その判断根拠を添付して明確に願います。
11		基礎配筋	縦筋等のフック の有無	・基礎の鉄筋の緊結については、設計者が適切に判断することになりました。なお、「適切に判断する」につきましては、2025版の構造基準解説に「フック付き、または、ユニット鉄筋によるものとするが、実績のある仕様や計算で確認できるとすれば、フックなしとすることも可能」と解説されています。
12		壁量等計算 ツール	独自ソフト仕様	・壁量等の基準に対応した確P84の表計算ツール以外の既製品のソフトで判定している場合は、根拠を添付願います。（早見表、計算、樹種、負担面積等の区分が不明の場合があります。）
13				・柱の小径を独自ソフトで決定する場合は、柱の樹種等の指定が、仕様表と整合しているか留意願います。 ・公開されている計算ツールでは、1.算定式と有効細長比のより求める2.樹種を選択し、算定式と有効細長比のより求める3.柱の小径別に柱の負担面積を求める方法の3種類が示されています。算定式の結果や樹種が仕様書と整合しているか必ず確認して下さい。
14		柱状改良		・改良地盤の鉛直支持力度の検討において、基礎底盤から外れている部分の計算については、「2018年版建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」より、基礎底盤から外れた部分の改良体面積は除外することに留意してください。
15		仕様表	建築基準関係規定	・LPガスを使用する場合は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」第38条の2への適合についても明記願います。 ※参考(検査に関して)：液化石油ガス法についてはメーター設置に時点で保安検査等適合となります。

16		構造図・地盤調査		<ul style="list-style-type: none"> ・梁受金物や床束の位置等について、構造計算との整合を確認し、図面に明記願います。 ・地盤調査報告書及び考察部分が見える書面を提出願います。また、地盤改良等が必要となる場合は、検討結果（計算書、図面等）を添付願います。
17	省エネ法	検討ツール	断熱材等根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱材の性能は、仕様表作成ツールで選択した場合を除き、カタログ等を添付願います。 ・開口部等の建具は、平面図等に仕様を記載し、仕様基準の場合は一番不利なものを記載してください。 ・仕様基準では、土間床等の検討で、UB部分の検討に注意してください。 ・一次エネルギーの検討で、仕様基準の場合は、選択項目に無い設備を使用する場合は、対象外になり、標準計算による適判が必要になります。 ・一次エネルギーの検討では、建築設備の仕様（エネルギー消費性能区分）が見える資料を添付してください。 ・熱的境界を平面図、断面図、矩計図等に明示し、明確にしてください。 ・基礎断熱の場合、基礎伏図等仕様が見える図面を添付願います。
18		仕様基準	ハイブリッド給湯器の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・左記機器は、電気ヒートポンプ・ガス瞬間式等の併用型のため、仕様基準では評価できないことから、標準計算等（適判等）となります。 ・Webプログラム等の手順に従って入力してください。
19		仕様基準		<ul style="list-style-type: none"> ・確認済証を仕様基準で取得し、後で長期使用構造等の確認を受けた場合、仕様基準の範囲内でなければ材料等を変更することはできません。
20		断熱材の変更		<ul style="list-style-type: none"> ・外皮計算を行って省エネ適判を受けた場合、断熱性能が向上する変更であっても、日射取得率等が変更となり、結果として性能が当初より低下する場合がありますので、予め審査した機関と協議をお願いします。
21	完了検査	申請書	省エネ関係	<ul style="list-style-type: none"> ・法適合の内容に応じた添付書類の範囲（確P153参照）を確認願います。 ・当センターで適合性を確認した場合は、添付書類を省略できますが、他機関で審査した場合は、関係書類一式を提出願います。なお、内容チェックに時間がかかりますので、事前に担当者のチェックを受けて申請をお願いします（できるだけ確認申請時での添付をお願いします）。 ・省エネ適判に関する軽微変更に関するチェックシートは、別途公開されていますので、参照してください。（センターHPからも見ることができます。）
22			建築基準法に係る軽微変更	<ul style="list-style-type: none"> ・直前の確認済証交付以降に生じた軽微変更について（確P146～151、153、154参照）確認願います。 ・建築確認の仕様規定のみで法適合を確認できる場合は、軽微変更に該当しますので、事前に確認をお願いします（規則第3条の2第10号）。
23		工事監理	一般	<ul style="list-style-type: none"> ・完了検査申請書第四面を作成するにあたって、設計者や工事監理者が、どのような方法で施工者と内容を確認したかを記入願います。（予め施工計画書等で決めておくことをお勧めします。）（確P155～158参照） ・県の参考様式を参考にしてください。（センターHPからも見ることができます。）
24			材料等	<ul style="list-style-type: none"> ・納品書、出荷証明、ミルシート等を提示願います。 ・JIS、JAS、基準値が定められている場合は、性能が見えるものを提示願います。 ・なお、住宅のコンクリート基礎程度でJIS工場出荷品に関しては、供試体強度試験による結果等を求める必要はないとの見解が、長野県特定行政庁等連絡協議会で出ています。
25			品質管理	<ul style="list-style-type: none"> ・品質管理記録、自主検査記録（できれば基準を併記）、工事写真等、様式等は任意です。
26			支持地盤	<ul style="list-style-type: none"> ・支持層に変更があった場合や、建て替え等で、近隣データにて確認した場合で、基礎に変更がある場合は、計画変更確認の対象となりますので、ご注意ください。
27			省エネ関係	<ul style="list-style-type: none"> ・当センターHPに省エネ基準工事監理報告書の様式がありますので、参照願います。
28	完了検査	完了検査申請に当たっての追加書類及び完了検査時にご準備いただきたい資料等について	<ul style="list-style-type: none"> ※上記も踏まえ、別紙のとおり整理しましたのでご欄ください。 	